

2024 年 7 月 26 日

金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に対する意見

6 月 28 日（金）付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり
取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申しあげま
す。

以 上

「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に対する意見

意見提出の背景・趣旨

- 今般の「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等においては、以下の(1)～(4)等の改正内容が示されている。
 - (1) 海外組合へのLP出資等に係る議決権の取り扱いの明確化
 - (2) 銀行等の特定子会社（投資専門子会社）が出資可能なベンチャービジネス会社の設立年数等要件の緩和
 - (3) 銀行等の特定子会社（投資専門子会社）の併營業務（コンサルティング業務等）の範囲の緩和
 - (4) 銀行代理業者に係る変更届出（役員の兼職先の内容変更等に係る届出）の見直し
- (1)については、現状、国内組合へのLP出資を通じて組合財産として取得・所有する株式等については、議決権行使等が可能な場合を除き、議決権保有規制の対象となる議決権から除外されているが、海外組合へのLP出資経由の場合にも同様の取扱いとなるか明確化されていなかった。今回の改正により、海外組合へのLP出資経由の場合にも同様であることが明確化されたため、銀行は、日本、海外いずれの組合・団体へのLP出資においても同様にスムーズな出資が可能となり、国内の事業会社としても、銀行からのLP出資を通じた支援を受けやすくなるものと考え。
- (2)については、投資専門子会社が出資可能なベンチャービジネス会社の設立年数等要件が10年未満から20年未満に緩和されることによって、創業分野等の成長に時間を要する領域のスタートアップに対しても、銀行が投資専門子会社を活用して資金を供給し、新たな事業分野の開拓を幅広く支援することが可能になるものと考え。
- (3)については、今回の改正により、投資専門子会社が、出資先・出資見込み先を主たる対象としつつも、これ以外の者に対してもコンサルティング業務を行うことが可能となることから、投資専門子会社に集約・蓄積された投資管理のノウハウをより有効に活用できるようになるものと考え。
- (4)については、役員の兼職先の内容変更等に係る届出について、変更が生じた日から30日以内に届出が必要だったところ、半期毎の一括届出によることが可能となることから、銀行代理業者の管理負担が軽減され、銀行としては既存事業者との協業施策の運営安定化、協業範囲の拡大のほか、新規事業者の参入を後押しすることにより、新たな事業価値創造・価値提供につながるものと考え。
- 以上の理由から、当協会は今般の改正の趣旨に賛同する。そのうえで、当協会の会員が、今後、改正を踏まえた業務を行っていくに当たり明確化が必要な事項について趣旨を確認するため、以下の意見等を提出する。

No.	該当箇所	意見等
1	銀行法施行規則 第17条の第14項 第2号	「主として行うものに限る」との要件に具体的な数値基準はなく、本要件は、投資専門子会社の制度趣旨を踏まえ、投資専門子会社の本業は投資およびそのリターンの最大化であるため、あくまでも「経営に関する相談の実施」の主たる対象先は出資先（または出資見込み先）である、という趣旨で盛り込まれたものとの理解でよい。

以 上